消防設備士に対する講習実施要領

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

1. **受講対象者**

消防設備士免状の交付を受けている者

ア. 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の４月１日から２年以内の者
イ. 消防設備士講習を受けた日以後における最初の４月１日から５年以内の者
※受講期限内に受講しない場合は、減点対象となりますので注意してください。

2. **講習区分及び講習実施日、受付期間、講習会場**

講習区分	講習日 受付期間	講習会場
消火設備 甲乙１・２・３類	平成29年2月20日(月) 平成29年1月10日(火)～13日(金)	千葉県電工会館 （千葉市中央区道場南1-9-15）
警報設備 甲乙４類・乙７類	平成29年2月21日(火) 平成29年1月10日(火)～13日(金)	千葉県電工会館 （千葉市中央区道場南1-9-15）
警報設備 甲乙４類・乙７類	平成29年2月22日(水) 平成29年1月10日(火)～13日(金)	千葉県電工会館 （千葉市中央区道場南1-9-15）
避難・消火器 甲乙５類・乙６類	平成29年2月23日(木) 平成29年1月10日(火)～13日(金)	千葉県電工会館 （千葉市中央区道場南1-9-15）

3. **受付時間**

午前9時00分から午前9時25分

4. **講習時間**

午前9時30分から午後4時10分まで

5. **講習科目**

(1) 工事整備対象設備等関係法令に関する事項
(2) 防火に関する他法令等に関する事項
(3) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
※ 講習終了後効果測定を行います。

6．講習科目の一部免除

講習（科目免除を受けた講習を除く）を修了したのち6ヶ月以内に他区分の講習を受ける場合は、前記5(1)(2)の科目の免除を受けられます。(※注:効果測定問題は免除になりません。)

科目免除を受けた方の受付は午後0時10分からとなります。

7．受講申請書の受付場所及び受付時間

(一社)千葉県消防設備協会

〒260-0005　千葉市中央区道場南1-9-15　千葉県電工会館２階

電 話　043-306-3871

※平日(月～金持参又は郵送) 午前9時30分～11時、午後1時30分～4時00分

ただし､定員になり次第締切ります。

※(一社)千葉県消防設備協会のホームページからも印刷してお使いいただけます。

8．受講申請提出書類

(1)　受講申請書　１枚（写真貼付）

(2)　受　講　票　１枚

なお、写真は申請書提出前６ヶ月以内に撮影したもの（縦4cm、横3cmの脱帽、正面上半身像無背景）とし、受講申請書写真欄に貼ること。デジタルカメラ撮影のものでも可。ただし印画紙を使用したものに限ります。

9．受講手数料

7,000円（千葉県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けること。ただし割印等をしないこと。）

なお、(一社) 千葉県消防設備協会では証紙は扱っておりません。

販売場所　千葉県庁、各千葉県地域振興事務所

※　受付後の受講手数料の返却には応じられません。

また、受講日の変更にも応じられません。

10. 受講手続に関する注意事項

(1)「受講申請書」及び「受講票」の提出は各受講区分ごとに一枚ずつとすること。

(2)　※印以外は、すべて受講者が記入すること。

(3)　取得している「消防設備士免状」の種類、交付年月日、交付知事、交付番号等は正確に記入すること。

(4)　受講申請書を郵送する場合は、あて名を明記した返信用封筒（82円切手をはる）を同封すること。

11. そ　の　他

(1)　講習当日は、消防設備士免状、受講票、筆記具（鉛筆 HB、消しゴム等）を持参すること。

(2)　テキストは当日配布する。

(3)　**車で来場しないこと。**

受付場所・講習会場交通のご案内

千 葉 県 電 工 会 館

〒260-0005　千葉市中央区道場南1-9-15

案 内 図

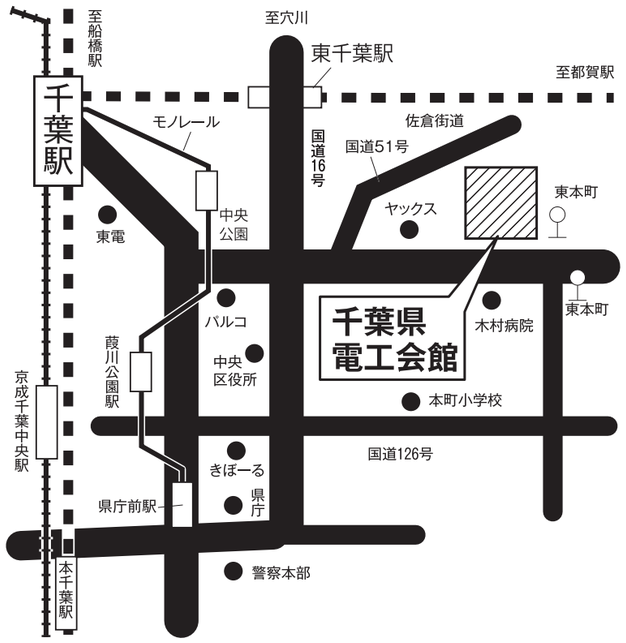

◎JR千葉駅よりバス〈千葉駅東口8番乗り場より〉

京成バス（千05・千06）御成台車庫 行き

（千07）　市営霊園　行き

「東本町」にて下車 徒歩0分

★公共の交通機関をご利用ください。

自家用車での来場は御遠慮ください。